

海外修学旅行等における安全対策（緊急連絡体制について）

外務省 領事サービスセンター

1 海外での修学旅行の実施にあたり、不測の事態に備え、事前に緊急連絡体制表を作成し、関係者間で周知徹底する必要があります。緊急連絡体制表には、次の連絡先等の記載が必要です。

(1) 学校連絡先

(ア) 住所、電話番号

(イ) 留守校の連絡責任者氏名及び夜間連絡先（自宅）

(2) 旅行会社及び現地エージェント連絡先

(ア) 住所、電話番号、夜間連絡先

(イ) 旅行中の担当者氏名

(3) 旅行先・宿泊先

(ア) 住所、電話番号

(イ) 学校（団体）一行責任者氏名

(ウ) ホームステイを実施する場合、各滞在先住所、電話番号

(注) 代表者（引率教員等）氏名及び連絡先は事前に児童・生徒全員に周知徹底しておいてください。また、児童・生徒全員のホームステイ先を網羅した緊急連絡網を作成し、少なくとも引率教員及び留守校は児童・生徒全員のホームステイ先を把握しておく必要があります

(4) 旅行先の日本国大使館・総領事館の住所及び電話番号

(ア) 外務省ホームページ (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/>) を参照してください。

(参考) 外務省海外邦人安全課：

(代表) 03-3580-3311（海外邦人安全課各地域担当）

(イ) 休日・夜間緊急時は代表電話にかけ音声ガイダンスに従ってください。

2 旅行引率教員及び参加児童・生徒全員の名簿は必ず作成し、大規模事故の発生時には、学校から外務省に速やかに提出できるようにしてください。なお、参加者名簿には、氏名（漢字及びアルファベット）、生年月日、性別を最低限記載してください。

3 留意事項

(1) 旅行引率教員及び児童・生徒全員は、不測の事態に備え、瞬時に関係者と連絡が取れるよう、上記1 (3) (ア) 及び (4) を承知している必要がありますので周知徹底してください。また、現地での電話のかけ方も参加者全員が承知している必要があります。

(2) 事件や事故が発生した場合には、引率教員は、学校に連絡すると同時に、必要に応じて、現地エージェント及び最寄りの大使館・総領事館に連絡してください。